For Earth, For Life

Kubota

ご利用者様用

お願い

いつでも使用できるよう大切に保管してください。

取扱説明書

クボタ浄化槽 HS II 型、KXF型

目 次

使用上のご注意	2
ご使用になる際の確認事項	3
浄化槽の仕組み	4
小規模合併処理浄化槽 HSⅡ型	4
高度処理型合併処理浄化槽 KXF型	5
ご使用の際の留意事項	6
保守点検・清掃<維持管理>について	7
公的機関による水質検査:<法定検査>	8
アフターサービスと保証	9
支店・営業所 住所一覧表	.12
又凸・呂耒州 - 任州一見衣	.12



取扱説明書の本文に出てくる警告表示の部分は、浄化槽を使用する前に注意深く読み、よく理解してください。

株式会社クボタ

使用上のご注意

浄化槽をご使用の前に、この「使用上のご注意」をお読みのうえ正しくお使いください。 お読みになった後は、いつでも見られる場所に必ず保管してください。

■ 絵表示は次のような意味を表しています。

▲警告	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を 負う危険が想定される内容を示しています。
<u></u> 注意	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う危険が 想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容を示して います。

▲警告

消毒剤による発火・爆発・有害ガス事故防止

① 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤には有機系の塩素剤と無機系の塩素剤の2種類 があります。

これらを一緒に薬剤受け(薬筒)に入れないでください。有機系、無機系塩素剤に はそれぞれ下表のようなものがあります。

有機(イソシアヌル酸)系	ハイライト、ポンシロール、メルサン、マスター ペースリッチ、などがあります。
無機系の塩素剤	ハイクロン、トヨクロン、南海クリヤーなどがあり ます。

- ② 消毒剤の取扱に際しては、目・鼻・皮膚を保護するため、ゴム手袋、防塵マスク、 ゴーグルなどの保護具を必ず着用してください。
- ③ 消毒剤を廃棄する場合は、販売店などにお問い合わせください。発熱・火災の危険 がありますので、消毒剤はごみ箱やごみ捨て場へは絶対に捨てないでください。

これらの注意を怠ると発火・爆発・有害ガスの生ずるおそれがあります。

また、これらにより傷害を生ずるおそれがあります。

※消毒剤の取扱の詳細な注意事項は、現品の包装材に記載されていますのでお読みくだ さい。

感電・発火事故防止

- ① ブロワのカバー、制御盤の扉は開けないでください。② ブロワ・制御盤の近く(50cm以内)には、ものを置かないでください。
- ③ 電源コードの上には、ものを置かないでください。
- ④ 電源プラグはほこりが付着しやすいので、1年に1回以上は清掃してください。
- ⑤ ブロワ・ポンプ・制御盤などの電気機器が故障した場合は、維持管理業者または専 門の工事業者に連絡し、修理してください。

これらの注意を怠ると感電・発火の生ずるおそれがあります。

!注意

マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- ① マンホール・点検口のフタは、必ず閉めてください。ロック機構のあるものは必ずロックしてください。
- ② マンホール・点検口のフタのひび割れ、破損などの異常を発見したら、直ちに取り 替えてください。
- ③ マンホール・点検口のフタは、子供にさわらせないでください。
- これらの注意を怠ると転落・傷害の生ずるおそれがあります。

荷重による器物破損・傷害事故防止

- ① 通常の埋設工事を行った浄化槽の上には車などの重量物をのせないでください。 車などが載る場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の工事業者にご相談 ください。
- ② マンホール・点検口のフタは適正な荷重の製品を使用してください。 これらの注意を怠ると器物破損・傷害事故の生ずるおそれがあります。

ご使用になる際の確認事項

はじめに次のことをご確認ください。

- 保証書に所定の記載事項が記載されていますか?記載されていない場合はお買いあげの販売・施工業者にご連絡ください。 (保証書は、この冊子と同封されています。)
- 浄化槽の申請、設置届けは済んでいますか?浄化槽を設置する場合、建築基準法および浄化槽法により、工事着工前に申請および設置の届け出が義務づけられています。必ず関係官公庁に所定の申請書を提出してください。
- ・ 維持管理契約は済んでいますか? 浄化槽法により、浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)を行うことが義務づけられ ていますので、専門知識と技術を持った専門業者に委託契約してください。詳しく は施工業者もしくは最寄りの弊社営業窓口(p-12に掲載)にご連絡ください。

浄化槽の仕組み

浄化槽の仕組みを型式毎に説明いたします。設置された浄化槽の型式と照らし合わせてご 覧ください。

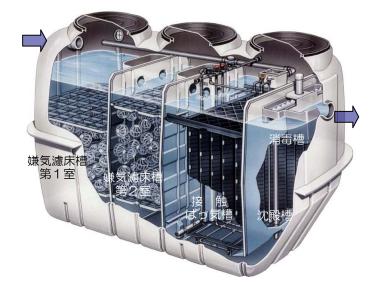
小規模合併処理浄化槽 HSI型

仕 様

処理方式:嫌気ろ床接触ばっ気方式

流入水質:BOD200mg/L 放流水質:BOD 20mg/L 以下 処理水量:200L/人・日

処理対象人員: 5、7、10 人槽



嫌気ろ床槽(第1室、第2室)

槽内はろ材が充填されており、嫌気性微生物が生成しやすい構造となっています。ここでは汚水中に含まれる固形物や浮遊物の分離・貯留が行われます。またろ材に付着した嫌気性微生物の働きにより有機物(汚れ)の分解、汚泥の減量化も進みます。この汚泥は一定期間後に引き抜き、清掃します。

接触ばっ気槽

槽内には接触材が充填されており、ブロワから送られる空気によりばっ気・撹拌され、 好気状態に保たれています。ここでは接触材の表面に膜状に生育する好気性微生物の働 きで汚水中に含まれる有機物(汚れ)を分解・除去します。

沈殿槽

処理水を沈殿槽で静置することにより処理水中に含まれる浮遊物質を沈殿分離し、きれいな上澄水を得ます。分離した沈殿物は処理水の一部と一緒に循環装置により嫌気ろ床槽第1室へ常時移送します。

消毒槽

沈殿槽の上澄水を塩素系消毒剤で消毒し放流します。

高度処理型合併処理浄化槽 KXF型

仕 様

処理方式:流量調整型嫌気ろ床

担体流動浮上ろ過方式

流入水質:BOD200mg/L

T-N 50mg/L

放流水質:BOD 10mg/L以下

T-N 10mg/L以下

SS 10mg/L以下

処理水量:200L/人・日

処理対象人員: 5、7、10人槽



流量調整部

浄化槽への流入水は嫌気ろ床第1室に設けられている流量調整部に一旦貯留します。その後、移行調整器により嫌気ろ床槽第2室へ定量移送することで流入水量の変動を緩和し処理の安定化を図ります。

嫌気ろ床槽(第1室、第2室)

槽内はろ材が充填されており、嫌気性微生物が生成しやすい構造となっています。ここでは汚水中に含まれる固形物や浮遊物の分離・貯留が行われます。またろ材に付着した嫌気性微生物の働きにより、循環水中に含まれる窒素成分の除去(脱窒)を行います。嫌気ろ床槽に堆積する汚泥は一定期間後に引き抜き、清掃します。

担体反応槽

汚水中に含まれる有機物の分解・除去と窒素成分の酸化(硝化)を行います。槽内は中空円筒状の担体が流動しています。この担体は表面積が非常に大きく、多量の好気性微生物を保持できるので、従来の接触ばっ気槽にくらべ高度な処理が行われます。

循環装置

硝化の進んだ担体反応槽の処理水をエアリフトポンプによりくみ上げ、嫌気ろ床槽第1室へ常時返送します。嫌気ろ床槽では脱窒菌の働きで硝化された窒素が除去されます。また、処理水中のSS(浮遊物質)も同時に返送するため担体ろ過槽のSS負荷が軽減されます。

担体ろ過槽

水面付近に水より軽い担体を浮かべ、形成したろ層に処理水を通過させることで処理水中に含まれるSSを濾過・分離し、きれいな処理水を得ます。槽底部には逆洗管があり、空気による逆洗を定期的※に行い、目詰まりを防止します。

※切替BOX(コントロールボックス)による1日1回の自動逆洗。

消毒槽

担体濾過槽の処理水を塩素系消毒剤で消毒し放流します。

ご使用の際の留意事項

- ① 下記事項は浄化槽法などで規定されている遵守事項です。快適な生活環境と美しい自然 環境を守るために、ぜひご協力ください。
 - ・ し尿を洗い流す水は、適正量としてください。
 - ・ 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品などであって浄化槽の正常な 機能を妨げるものは流入させないでください。

 - 工場廃水、雨水、その他特殊な排水を流入させないでください。 ブロワ、ポンプ、コントロールボックスなどの電源は切らないでください。
 - ・ 浄化槽の上部または周辺には保守点検または清掃に支障をおよぼすおそれのある構 造物を設けないでください。
 - ・ 浄化槽の上部には、その機能に支障をおよぼすおそれのある荷重をかけないでくだ。 さい。
 - ・ 浄化槽に故障、異常を認めたときは直ちに保守点検業者にご連絡ください。
- ② 浄化槽が安全で、正しい機能を発揮するため以下の事項もあわせて注意してください。
 - ・ 10日間以上ご家族が留守(旅行、転居、家屋売却など)にする場合には保守点検 業者にあらかじめご相談ください。
 - ・ ブロワなどから異常な騒音、振動が発生したり、悪臭などでお困りの時は、施工業 者または保守点検業者にご相談ください。
 - ・ 消毒剤より発生する塩素ガスのため金属類が腐食するおそれがあります。浄化槽の 使用前は、消毒剤は槽外の風通しのよい場所に開封しないで保管してください。
 - ブロワの電源が防水型コンセントになっていない場合は防水型コンセントに取り替 えてください。(取り替え工事は施工業者にご相談ください)

③浄化槽の上手な使い方

- ・ トイレットペーパーは水に溶けやすいものを適量使用してください。多量に使用す るとバキューム車による清掃を多く必要とします。
- 使用済みの油や調理くず、食べ残しなどはできるだけ流さないでください。また、 ディスポーザのご使用は避けてください。これらは処理機能の低下、悪臭の発生、 清掃回数の増加の原因になります。
- お風呂の水と洗濯の水を一度に浄化槽に流さないようにしてください。多量の水が 一度に浄化槽に流れ込むと処理機能が低下するおそれがあります。お風呂の水は洗 濯などに再利用していただくと水の節約にも役立ちます。
- ・ 洗剤は無リンのものをメーカー指定量をご使用ください。また、トイレを洗う洗剤 は浄化槽に流入しても大丈夫なものをお使いください。
- 漂白剤、カビ落とし剤や配管洗浄剤等には浄化槽の微生物を死滅させる成分が含ま れている場合があるので、できるだけ使用しないでください。また、ご使用の場合 は多量の水で洗い流してください。

保守点検・清掃く維持管理>について

浄化槽は生きています。

槽内の微生物の活動によって休みなく浄化作用が行われています。この活動を正常に維持し、適切な水質を確保するために定期的な保守点検と清掃が必要です。

保守点検と清掃をあわせ「維持管理」といいますがこの維持管理が不十分ですと浄化槽は機能の低下をきたし、悪臭・騒音・水質の悪化、ひいてはトラブル・公害の発生の原因となります。

1. 保守点検(有料です。)

微生物の健康管理、槽内の装置や付属機器類の点検・修理、消耗部品の取り替え、消毒剤の補充などを行います。

部位	内 容	部位	内 容	
	・ 各槽の機能点検・調整・ 汚泥移送装置、循環装置、移	浄化槽 本 体	・ 蚊、はえなどの発生防止・ その他必要な措置	
浄化槽 本 体	行装置の点検・調整 ・ 消毒剤の点検・補充 ・ 悪臭、騒音、振動の防止	ブロワ	・ ダイヤフラムの点検・交換・ ベルト、オイルの点検・交換・ エアクリーナーの点検・掃除・ 風量、圧力、送気状態の点検	

・資 格:都道府県知事登録を受けた「保守点検業者」に委託してください。

・回数:保守点検の回数は次のように定められています。

型式	人 槽	保守点検回数
HSI型、KXF型	5~10	4ヶ月に1回以上

・**点検料金**:地域によって多少相違します。委託する保守点検業者にお問い合わせくだ さい。

・主な消耗部品

上での行作では					
単	位 装	置	部品	交換時期の目安	
	方 式	型式	00 40		
ブロワ ダイヤフラム式	XP型 HP型	・ ダイヤフラム ・ ケーシングブロック ・ エアクリーナー	約1年		
	JA PODAN	JDK 型 LW型	その他交換部品はブロワの取説参照		
净 化 槽 本 体			・消毒剤	4ヶ月毎に補充	

消耗部品の交換時期は使用条件、環境によって異なります。 消耗部品は実費交換となります。

記 録:3年間保存してください。

2. 清 掃 (有料です。)

・業務内容: 槽内に溜まった沈殿物(汚泥)や浮上した堆積物(スカム)などをバキューム車で抜き取った後、槽内の各装置や槽壁などを洗浄します。

・資格者:市町村長の許可を受けた「清掃業者」に委託してください。

清掃時期の判定は「保守点検業者」が行います。

通常、「保守点検業者」がご使用者の了解のもとに清掃業者へ清掃の要請を連絡(代行)してくれます。

「保守点検と清掃を兼業する業者」の場合は、この兼業業者が清掃時期の判定をしますので直接委託してください。

・回数:清掃は、年1回以上行うよう定められています。

・清掃料金:地域によって異なりますので委託した清掃業者にお問い合わせください。

記 録:3年間保存してください。

公的機関による水質検査: <法定検査>

浄化槽が正常に機能しないと公共用水域の水質汚濁の原因となるおそれがあります。 そこで、保守点検、清掃とは別に、下記の2種類の法定検査を受検することが義務づけられています。保守点検、清掃は「健康管理」に相当し、法定検査は「健康診断」に相当します。

・設置後の水質に関する検査 … 浄化槽法第7条検査(有料です。)

設置された浄化槽が適性に施工され、正常に機能しているかどうかを確認するため、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に実施されます。

毎年1回の定期検査 … 浄化槽法第11条検査(有料です。)

保守点検や清掃が適切に行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを確認するため、 毎年1回実施されます。

・法定検査を実施する機関は?

法定検査は、都道府県知事が指定した「指定検査機関」が実施します。

「検査機関の名称」「検査料金」などについては各都道府県の「浄化槽協会」または弊社営業窓口までお問い合わせください。

・法定検査の申込みは?

法定検査の申込みは指定検査機関に行ってください。また、検査に関する手続きは工事業者、維持管理業者に委託することもできます。

アフターサービスと保証

1. 保証書

当資料と同封されています。

2. 保証範囲と保証期間

保証範囲	保証期間(使用開始より)
浄化槽本体	3ヶ年
散気管、ブロワ(送風機)、ポンプ、 コントロールボックス	1ヶ年
但し、ダイヤフラム、ケーシングブロック、	エアクリーナー、消毒剤などの消耗部品

- (は除きます。 ・ 保証期間中でも有償となることがあります。保証書をよくお読みください。
- ・ KXF型、HSⅡ型の支柱レス施工については制限があります。詳しくは弊社営業窓口までお問い合わせください。

3. 部品の供給期間

弊社の浄化槽は、仕様変更または製造中止後最低5年間部品の供給をいたします。5年以上を経過しますと部品の供給が保証できなくなり、一式交換が必要となる場合がありますので、保守点検業者または最寄りの弊社営業窓口までお問い合わせください。

4. 異常時の連絡先

ご使用中、配管系統が詰まったり、異常な臭気、騒音、振動、泡が発生したり、ブロワ 故障したり、冠水した場合には、保守点検業者または最寄りの弊社営業窓口までご連絡 ください。(p-12参照)

<u>MEMO</u>

<u>MEMO</u>

支店・営業所 住所一覧表

クボタ 浄化槽 システム株式会社

本社営業部	〒661-8567	兵庫県尼崎市浜 1-1-1	TEL 06(6470)5301	FAX 06(6470)5302
東北支店	〒981-1221	名取市田高字原 182-1	TEL 022(383)1697	FAX 022(383)1698
東京支店	〒103-8310	東京都中央区日本橋本石町 3-3-10 ダイワビル4F	TEL 03(3245)3708	FAX 03(3245)3720
中四国支店	〒730-0036	広島市中区袋町 4-25 明治安田生命広島ビル 9F	TEL 082(546)0652	FAX 082(546)0672
九州支店	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-2-8 住友生命ビル 5F	TEL 092(473)2540	FAX 092(473)2581
中部営業所	〒450−0002	名古屋市中村区名駅 3-22-8 大東海ビル 3F	TEL 052(564)5121	FAX 052(564)5129
四国営業所	〒760-0050	高松市亀井町 2-1 朝日生命ビル 6F	TEL 087(836)3916	FAX 087(836)3919
岡山営業所	〒710-0824	倉敷市白楽町 409 センタービル 2F	TEL 086(430)5927	FAX 086(430)1950
南九州営業所	〒891-0175	鹿児島市桜ヶ丘 2-24-18	TEL 099(265)1132	FAX 099(265)1136

株式会社クボタ

本 社 〒556-8601 大阪市浪速区敷津東一丁目 2-47

お問い合わせご相談は最寄りの営業窓口へ御連絡下さい。

【ホームページ URL:<u>http://jokaso.kubota.co.jp/</u> 】